



犬・猫の飼い主のみなさんへ

★本庄市保健センター ☎ 2003

『飼い主のマナー』を守りましょう

かわいい愛犬・愛猫もマナーを守らずに飼うと、周囲の人に迷惑をかけてしまいます。家族の一員として愛犬・愛猫と楽しく暮らすために、飼い主としてのマナーを守りましょう。

★犬の飼い主のみなさんへ

フンは持ち帰りましょう！

散歩をするときは、フンを持ち帰る道具を持っていき、責任を持ってフンを持ち帰りましょう。
※犬のフン害にお困りの人には、啓発用の看板を無償で配布しています。希望する人は、本庄市保健センター又は環境推進課（市役所4階）、総務課（総合支所仮庁舎）へ直接お越しください。

人にも、犬にも迷惑です！放し飼いはやめましょう！

放し飼いは、周囲の人にとっては大変迷惑です。犬には、限られた自分の居場所（テリトリー）が必要です。愛犬が安心して生活できるように、綱や鎖でつなぐか、柵やおりなどで囲い、放し飼いはやめましょう。

★猫の飼い主のみなさんへ

最近は猫によるフン害も多く見受けられます。猫を自由にさせておくと他人の敷地内に入り込んで用を足します。猫のフンは大変臭うため、周囲の人に迷惑をかけないよう、家の中にトイレを用意しましょう。

トイレのしつけは簡単です

臭いを嗅いで回ったりして、場所を探している様子を見たら、用意したトイレに連れて行きます。これを繰り返して覚えさせましょう。

*猫についての相談は、埼玉県動物指導センター（熊谷市板井123番地 ☎048-536-2465）へ

★あなたが主人です！最後まで責任を持って飼いましょう！

犬・猫の習性や性格をよく理解し、最後まで愛情を持って飼いましょう。
また、妊娠を望まない場合は早目に去勢手術、避妊手術をすることも考えましょう。



犬の登録と狂犬病予防注射はお済みですか？

犬の飼い主は、犬の生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが法律で義務付けられています。犬の登録は、生後91日以上の子犬を飼い始めた日から30日以内にしてください。また、未登録の犬を飼っている人は、お早めに登録をしてください。狂犬病予防注射について詳しくは、左ページをご覧ください。

◎犬の登録

本庄市保健センター又は市民福祉課（総合支所仮庁舎）で登録してください。登録すると犬鑑札を交付します。

登録手数料 1頭につき3,000円

・転入する場合

転入前の市町村で交付された鑑札を本庄市保健センター又は市民福祉課へ持参してください。転入前の市町村の犬鑑札と引き換えに本庄市の犬鑑札を無償で交付します。

・転出する場合

本庄市で交付された犬鑑札を、転出先の市町村に持参し、手続きを行ってください。

◎狂犬病予防注射済票の交付

動物病院等で狂犬病予防注射を受けたときは、獣医師が発行する注射済証明書を本庄市保健センター又は市民福祉課へ持参してください。狂犬病予防注射済票を交付します。

交付手数料 1頭につき550円

※交付された犬鑑札と注射済票は、飼い犬の首輪などに装着してください。

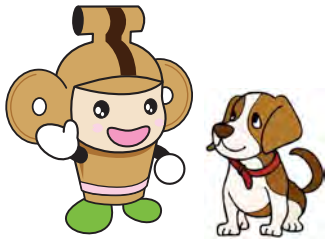
◎犬鑑札及び狂犬病予防注射済票を紛失した場合

本庄市保健センター又は市民福祉課で再交付手続きを行ってください。

再交付手数料 犬鑑札 1頭につき1,600円

狂犬病予防注射済票 1頭につき 340円

◎犬の死亡・犬の登録事項に変更があった場合は、本庄市保健センターへご連絡ください。



狂犬病予防注射を受けましょう

★本庄市保健センター ☎ 2003

狂犬病集合注射日程表

実施日	時間	会場
4月3日(木)	午前10時～11時30分	本庄西公民館
	午後1時10分～2時30分	若泉第二公園（西側入口）
4月4日(金)	午前10時～11時30分	本庄市保健センター
	午後1時10分～2時30分	中央公民館
4月7日(月)	午前10時～11時30分	北泉公民館
	午後1時10分～2時30分	南公民館
4月8日(火)	午前10時～11時30分	日の出公園
	午後1時10分～2時30分	藤田公民館
4月9日(水)	午前10時～11時30分	旭公民館
	午前11時10分～11時20分	上仁手公会堂
	午後1時10分～2時30分	仁手公民館
4月10日(木)	午前10時～11時30分	本庄駅北口広場駐車場
	午後1時10分～2時30分	本庄保健所
4月11日(金)	午前10時～11時30分	共和公民館
	午後1時10分～2時30分	児玉公民館
4月14日(月)	午前10時15分～10時45分	太駄公会堂
	午前11時～11時30分	本泉公会堂
	午後1時10分～2時30分	風洞自治会館
4月15日(火)	午前10時～11時30分	児玉保健センター
	午後1時10分～2時30分	セルディ

右表の日程で狂犬病の集合注射を実施します。愛犬を守るためにも忘れずに受けてください。登録済みの犬については、案内のはがきを郵送しますので、注射当日は忘れずに持参してください。3月14日(金)までにはがきが届かない場合は、本庄市保健センターへご連絡ください。

注射料金 1頭につき3,300円
内 予防注射接種料 2,750円
訳 注射済票交付手数料 550円

また、未登録の犬を飼っている人は、注射料金とは別に登録料金（1頭につき3,000円）が必要です。犬の登録については、右ページをご覧ください。

※集合注射を受けなかった場合は、近くの動物病院等で必ず接種してください。料金は、集合注射時とは異なる場合があります。

受動喫煙防止対策を推進しています

～非喫煙者をたばこの煙から守ろう～

★本庄市保健センター ☎ 2003



市では、市民のみなさんの健康への悪影響を排除するため、公共施設の禁煙や空間分煙など、受動喫煙防止対策を推進しています。

ご家庭や職場、学校などで禁煙・分煙についてご理解とご協力をお願いします。

◎受動喫煙とは…

他人のたばこの煙を吸ってしまうことです。

◎空間分煙とは…

喫煙室や喫煙コーナーを設けるなど、喫煙場所と非喫煙場所を分けることです。

受動喫煙による健康の影響

次のような研究結果が多く報告されています。

- ・ 流涙、頭痛
- ・ 肺がんや虚血性心疾患等の疾患及び死亡率等の上昇
- ・ 非喫煙妊婦の低出生体重児の出産の発生率の上昇

また、小児の喘息、気管支炎などの呼吸器疾患、乳幼児突然死症候群との関連があると報告されています。

未成年者の喫煙の悪影響

未成年者の喫煙は法律で禁止されています。たばこには依存性があり、喫煙開始年齢が低ければ低いほど健康への悪影響が大きく現れると言われています。

全面禁煙・空間分煙実施施設について

市公共施設の全面禁煙・空間分煙などの取り扱いは各施設によって異なります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

また、埼玉県では、受動喫煙による健康への悪影響を防止するため、全面禁煙・空間分煙に取り組む施設を認証しています。認証された施設には、認証書やステッカーを交付していますので、飲食店や各職場において、積極的な活用をお願いします。

